

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	509	1回につき	
31	1113	医師居宅療養管理指導ⅠⅡ		(2)以外	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位	485		
31	1115	医師居宅療養管理指導ⅠⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444		
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位	295		
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位	285			
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位	261			
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			509 単位	509	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444	
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		560		
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	660	
31	1251	薬剤師居宅療養ⅠⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		415		
31	1252	薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	515	
31	1244	薬剤師居宅療養ⅠⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合		379		
31	1245	薬剤師居宅療養ⅠⅢ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	479	
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	509	509	
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	609	
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ			509 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	509	509	
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	609	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	377	377	
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	477	
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ			377 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	377	377	
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	477	
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	345	345	
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	445	
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ			345 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	345	345	
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬			特別な薬剤の場合	+	100 単位	445	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			539 単位	539	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485	
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			356 単位	356	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			324 単位	324	
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合			296 単位	296	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算				所定単位数の 15% 加算		
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		